に関する法律(昭和57年法律第80号)において、 ①保険者を実施主体とし、②健診後のフォロー アップを充実させ、生活習慣の改善を図る特定 保健指導の実施を追加した新たな制度(特定健 康診査・特定保健指導制度)に再編され、20年 4月から実施しているところである。

医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、平成21年度においても、特定健康診査等の生活習慣病対策や医療提供体制の効率化等の取組を通じて、医療費適正化の総合的な推進を図っていくこととしている。

(6) 子育で支援施策の総合的推進

「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12 月少子化社会対策会議決定)等に基づき、施策 の拡充に努めるとともに、「子どもと家族を応 援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社 会対策会議決定)等を踏まえ、次世代育成支援 のための新たな制度体系の設計について、税制 改革の動向も踏まえながら、引き続き、速やか に検討を進め、子育て支援対策の総合的な推進 を図ることとしている。

3 学習・社会参加

(1) 生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

(ア) 生涯学習の推進体制の整備

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を促進するとともに、新たな地域づくりのための施策の企画の提案や、相談対応、地域づくりの取組の全国への普及などを促進する。

(イ) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の一層の振興を図るため、開催都道 府県との共催により、民間の企業、団体、個人 等の参加を得て、生涯学習に関する各種イベン ト、学習成果の発表、講演会等を集中的に実施 する全国生涯学習フェスティバルを開催する。

また、都道府県及び市町村における社会教育 指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門 的能力を有する社会教育指導者の養成等を図 る。

(ウ) 学習成果の適切な評価の促進

様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向け、各個人の学習成果を測る検定試験の質を確保するため、民間事業者等が行う評価の主体的な取組を支援する方策について引き続き検討を行う。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程(専門学校)卒業者等に対して学士の学位授与を行う。

イ 学校における多様な学習機会の確保

(ア)初等中等教育機関における多様な学習機 会の確保

平成21年4月から一部先行実施されている新学習指導要領では、引き続き、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校において、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図ることとしている。

さらに、他校のモデルとなる様々な体験活動 を推進する「豊かな体験活動推進事業」におい て、小・中学校等を指定し、世代間交流など命 の大切さを学ばせる体験活動を行う「児童生徒の輝く心育成事業~ふれあい応援プロジェクト~」を実施するとともに、「高校生の社会奉仕活動推進校」を指定し、社会奉仕活動のプログラムについて調査研究を行うこととしている。

(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会 の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、 大学においては、社会人入試の実施、夜間大学 院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制 度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き 続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会 人の受入れを一層促進する。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接 社会に開放し、大学公開講座を実施するなど高 度な学習機会を提供する。

さらに、再チャレンジ可能な社会を目指すため、大学・短期大学・高等専門学校における教育研究資源を活用しつつ、社会人の多様な学びなおしニーズに対応した優れた教育プログラムを開発・実施する取組に対して支援を行うことにより、再チャレンジに向けた良質な教育プログラムの普及を図り、柔軟で多様な社会の実現に向けた高等教育機会の充実を図る。

放送大学においては、衛星放送を含めテレビ・ラジオの放送を利用して幅広く国民に大学 教育の機会を提供する。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針を示すこと等により、学校開放に向けて、地域住民の積極的な利用を促進する

ような施設づくりを進めていく。

また、小・中学校の余裕教室について、引き 続き社会教育施設やスポーツ・文化施設などへ の活用を図り、地方公共団体による転用が促進 されるよう、取組を支援していく。

ウ 多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設においては、幅広い年齢 層を対象とした多様な学習機会の充実を促進する。

また、インターネットを活用した「エル・ネット」教育情報通信ネットワークにより、多様な学習機会の提供を図るとともに、地域における学び・交流の場の拡大に努める。

(イ)文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、以下の取 組を通じて文化活動の活性化と定着化を図る。

- ① 地域の文化活動の振興を図るため、地域文 化リーダーや地域の顔となる文化芸術団体の 育成と地域の文化芸術活動の発信・交流、大 学と地域の交流・連携の促進事業を行う。
- ② 国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供をする。
- ③ 国立の博物館等における高齢者に対する優 遇措置や、バリアフリー化等による芸術鑑賞 機会の充実などを行う。

(ウ) スポーツ活動の振興

総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、全国スポーツ・レクリエーション大会の開催等各種施設を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

(エ) 自然とのふれあい

国立公園等の利用者等をはじめ、国民だれもが自然とのふれあい活動や自然体験が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動イベント等の情報をインターネット等を通じて提供する。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度等の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付制度の活用により、 勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の 自己啓発の取組を引き続き支援する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。また、国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」を平成21年9月に北海道・札幌市で開催する。さらに、21年度においては、高齢者自らが安心と希望のある地域づくりに貢献できるよう、「高齢者地域活動推進者(コミュニティ・ワーク・コーディネーター)」の養成を行うこととしており、また、新たな住民参加サービス等の担い手となる「生活(介護)支援サポーター(仮称)」の養成支援事業も創設したところである。

また、高齢者や団塊世代等が、これまで職業 や学習を通じて培った経験をいかして、学校や 地域社会で活躍できるよう、「教育サポーター」 制度の実践結果の普及・定着を図る。

また、放課後や週末等に小学校の余裕教室等 を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠 点(居場所)を設け、高齢者等の幅広い世代の 地域住民の参画を得て、様々な体験・交流活動 等を推進する取組を総合的な放課後対策(放課 後子どもプラン)として全国の小学校区で実施 する。

(イ) 高齢者の海外支援活動の推進

平成21年度は、引き続きシニア海外ボランティア事業を推進すべく、特に現下の厳しい経済情勢及び雇用をめぐる状況からボランティア志望者の増加が見込まれることを踏まえ、派遣人数の増員を図る。また、20年5月に横浜で実施されたTICAD IVの開会式演説において、当時の福田康夫総理大臣が表明した、アフリカ地域において、より多くの人々が安全な水を安定的に入手することを可能にする「水の防衛隊」として派遣されるシニア海外ボランティアに関し、同分野の豊富な専門技術・経験を有する中高年の活用を図る。

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

平成20年度から29年度までの字幕放送と解説 放送の普及目標を定めた行政指針の実現に向け て、引き続き、字幕番組、解説番組等の制作に 対する助成を行うなどにより、各放送局の自主 的な取組を促す。

イ NPO 等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備について、全 国ボランティア活動振興センターが実施する全 国ボランティアフェスティバルの開催やボラン ティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提 供、研修事業等を引き続き支援する。また、地 方自治体や民間団体等に対し、「地域福祉等推 進特別支援事業」として、既存の制度のみでは 充足できない問題や制度の狭間にある問題など 地域社会における今日的課題の解決を目指す先 駆的・試行的取組等へ補助を実施する。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、「特定非営利活動促進法」(平成10年法律第7号)に基づき、特定非営利活動法人の認証・監督などを引き続き行う。また、内閣府NPOホームページなどで、市民活動に関する情報の提供などを行う。

また、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティアを養成し、その活動に対する支援を国立公園等で実施する。

4 生活環境

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

「住生活基本計画(全国計画)」(平成18年9月閣議決定)に掲げた目標([1]良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継、[2]良好な居住環境の形成、[3]多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、

〔4〕住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)を達成するため、必要な施策を 着実に推進する。

ア 良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助 等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤 労者財産形成住宅貯蓄、独立行政法人住宅金融 支援機構の証券化支援事業並びに勤労者財産形 成持家融資を行う。また、住宅ローン減税制度 の適用期限を延長するとともに、最大控除可能 額の過去最高水準までの引上げや、個人住民税 からの控除制度を導入する。

(イ) 良質な民間賃貸住宅の供給促進のための 支援制度の活用等

良質な民間賃貸住宅の供給促進のため、地域 優良賃貸住宅制度により、民間の土地所有者等 が供給する、高齢者の身体機能の低下に配慮し た設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して整備費 の助成、地方公共団体による家賃減額の支援等 を行うとともに、住宅金融支援機構において高 齢者世帯向け優良賃貸住宅融資を実施する。

(ウ) 公共賃貸住宅の適切な供給

老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進する。

(エ) 住宅市場の環境整備

引き続き、既存住宅流通市場、住宅リフォーム市場等の環境整備を図る。

また、消費者が安心してリフォーム事業者を 選択し、適切な工事を実施できるよう、リ フォームに係る技術的知見の提供や適正性の判 断基準の検討、地域における専門家派遣の活動 に対する支援等の環境整備を図る。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅 を証券化支援事業の対象とするとともに、親子 が債務を継承して返済する親子リレー返済(承 継償還制度)を実施する。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度により、高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、高齢者居住支援センターにおいて、登録された賃貸住宅(登録住宅)に入居する高齢者世帯に対